

令和 7 年度第 1 回神奈川県障害者差別解消支援地域協議会部会①

日 時 令和 7 年 9 月 25 日（木） 13:30～15:00

場 所 神奈川自治会館 8 階 801・802 会議室

出席者 【会長】高山委員、国分委員、石渡委員、竹内委員、廣瀬委員、小松委員
西尾委員、青木委員、生田目委員、笹田委員、関口委員、河原委員
柳瀬代理

1 議題

（1） 会長、副会長の選任について

委員改選後（令和 7 年 9 月 1 日改選）、最初の開催のため会長、副会長の選任を実施した。神奈川県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、会長は東洋大学教授である高山委員が就任。副会長は高山会長の指名により、みなと横浜法律事務所の内嶋委員に決定した。

（2） 令和 6 年度神奈川県障害者差別解消相談窓口の実績報告について

令和 6 年度、神奈川県障害者差別相談窓口（以下、相談窓口）に寄せられた相談件数は 101 件となり、年々、件数が増加している。

相談者の障がい者との関係の内訳については、101 件のうち、障がい当事者からの相談が 65 件と一番多く、次いで、その他（関係機関、不明）を除くと、障がい者の家族からの相談が 16 件と 2 番目に多い件数であった。

障がい種別の内訳では、精神障がいのある方からの相談が 39 件と一番多く、不明件数を除くと肢体不自由のある障がいの方からの相談が 8 件と 2 番目に多い件数であった。

相談内容の分類については、制度等の苦情や問い合わせが多く寄せられたが、不当な差別的取扱いの疑いが 9 件、合理的配慮の不提供とされる内容が 9 件確認された。

委員からは、県だけでなく、市町村や障害者団体に寄せられている相談の把握が重要であると意見が挙げられた。

（3） 合理的配慮の提供に関する事例について

ア 一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会より事例提供

「大学（高校）受験に対する合理的配慮について」事例提供された。大学入学共通テストにおける合理的配慮の提供の整備は進んでいる印象があり、受験時間の延長やチェック回答仕様、拡大文字での問題記載、別室受験、試験室までの支

援者同伴等を可能にして、あらゆる障がいのある受験生に対応している。

一方で、それらの合理的配慮を受けるためには、事前に申請が必要であり、医師の診断書や所属校において合理的配慮を受けていた経過報告書等、多くの説明資料が必要となる。また、提出期限も受験期間（１、２月）の前年の10月頃に締め切りと早期であり、障がい当事者の学生やその家族、所属校の負担が大きいという課題が共有された。

一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会では、入試等における配慮（令和６年度より障がい者への合理的配慮の提供が学校法人に義務化）について、各私立学校において、実情に応じた対応をすることを通知した。具体的には、受験時または入学後に特別な教育的配慮が必要な生徒の対応について、募集要項等で事前に相談する旨を記載すること、欠席の日数をもって教育相談や入試において不利にならないよう配慮をすることを記した通知「生徒への合理的配慮について」を県内の私立中学高等学校へ発出した旨、併せて報告された。

委員からは、入学後における支援の重要性についても話し合われ、所属校においては、入学以前の支援の状況やその学生の障がい特性の理解が重要であることが共有された。

イ 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社より取り組み事例提供

「みえるアナウンス（令和７年８月１日より施行導入開始）」についての取り組み事例が報告された。聴覚障がいのある方への案内には筆談や異常時案内用ディスプレイ等を用いて行っているが、特に異常時における駅構内の放送をリアルタイムでお伝えできない課題があるため、令和７年11月に開催される東京デフリンピックに伴い、世界中から聴覚障害のある方が多く駅を利用されることが想定される中、※放送を可視化できる装置「みえるアナウンス」を会場最寄駅、近隣にろう学校がある駅等において試行的に導入した。

今後、その利用状況から、東日本旅客鉄道株式会社における情報提供ツールの一手段となるか検討すること。神奈川県内では鎌倉駅、平塚駅に導入されている旨、報告がされた。

※専用ボードにタッチ、または専用の二次元コードをスマートフォン等で読み取ると駅案内放送の内容が画面に表示されるサービス。

また、東日本旅客鉄道株式会社より、障がいのある方や配慮を必要とする方々への「声かけ・サポート」運動についての紹介があり、鉄道事業者だけでなく、駅を利用する方々を含めて支援者になるという取り組みが行われていることが共有された。

2 その他（事務局より連絡事項）

ア 手話リンクについて

神奈川県庁では、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を令和7年7月29日より導入した。県ホームページの「手話で電話する」ボタンをクリックすると県庁に電話がつながり、通訳オペレーターを介して手話で電話することができる。導入による初期費用の負担はなく、ホームページにリンクを貼りつけることで利用が可能になり、利用による負担は通話料のみである。

都道府県での導入は2番目である。合理的配慮の提供という観点での取り組みであり、民間企業でも導入できるサービスであることから、市町村や各事業所などにおいても導入してもらいたいと報告をした。

イ 次回開催について

第2回神奈川県障害者差別解消支援地域協議会は令和8年1月下旬または2月上旬に、委員が一堂に会する全体会とし、第1回目における各部会の報告及び事例の検討を予定している。

以上